

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：建設部都市環境課

(電話011-231-4111 (内線29-561))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
1	都市計画法	第59条第4項	特許事業者が行う都市計画事業に対する認可	設定	60日	
2	都市計画法	第63条第1項	特許事業者が事業計画を変更する際の認可	設定	60日	
3	都市計画法	第64条第1項	地位の承継の承認	設定	20日	
4	新住宅市街地開発法	第22条第1項	処分計画の認可	未設定口	未設定	
5	新住宅市街地開発法	第32条第1項	造成宅地等に関する権利の処分の承認	設定	21日	
6	新住宅市街地開発法	第34条第4項	標識移転の承認	設定	7日	
7	新住宅市街地開発法	第34条の2第2項	測量標識移転の承認	設定	7日	
8	新住宅市街地開発法	第36条第1項	事業引継の同意	未設定口	未設定	
9	新住宅市街地開発法	第46条	施行計画の認可	未設定口	未設定	
10	土地区画整理法	第4条第1項	個人施行の認可	設定	30日(20日)	申請先市町
11	土地区画整理法	第10条第1項	規準若しくは規約及び事業計画の変更の認可	設定	24日(10日)	申請先市町
12	土地区画整理法	第11条第4項	施行者の変動による規約の認可	未設定口	未設定	申請先市町
13	土地区画整理法	第13条第1項	個人施行の廃止又は終了の認可	設定	30日(10日)	申請先市町
14	土地区画整理法	第14条第1項	土地区画整理組合設立の認可	設定	60日(20日)	申請先市町
15	土地区画整理法	第14条第2項	土地区画整理組合設立の認可(事業計画の決定に先立って設立された組合)	未設定口	未設定	申請先市町
16	土地区画整理法	第14条第3項	事業計画の認可(事業計画の決定に先立って設立された組合)	未設定口	未設定	申請先市町
17	土地区画整理法	第49条	土地区画整理組合の決算報告書の承認	設定	14日	
18	土地区画整理法	第76条第1項	建築行為等の許可	設定	10日	申請先市町
19	土地区画整理法	第77条第7項	移転、除去の際の建築物等の使用許可	未設定口	未設定	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定め尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考

～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：建設部都市環境課

(電話011-231-4111 (内線29-561))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
20	土地区画整理法	第85条の2第5項	換地を住宅先行建設区域内に定められるべき宅地の指定	未設定 ロ	未設定	
21	土地区画整理法	第86条第1項	換地計画の認可(個人)	未設定 ハ	未設定	申請先 市町
22	土地区画整理法	第97条第1項	換地計画の変更の認可(個人)	未設定 ハ	未設定	申請先 市町
23	土地区画整理法	第81条第2項	標識の移転、除却等の承諾	未設定 ロ	未設定	
24	土地区画整理法	第85条の3第4項	換地を市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等	未設定 ロ	未設定	
25	土地区画整理法	第85条の4第5項	換地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等	未設定 ロ	未設定	
26	被災市街地復興特別措置法	第7条第1項	被災市街地復興推進地域の区域内の建築行為等の許可	未設定 ロ	未設定	
27	被災市街地復興特別措置法	第12条第2項	換地を復興共同住宅区内に定められるべき宅地の指定等	未設定 ロ	未設定	
28	被災市街地復興特別措置法	第13条第3項	復興共同住宅区内の土地の共有部分を与えられるように定められるべき宅地の指定等	未設定 ロ	未設定	
29	土地区画整理法	第41条第4項	土地区画整理組合の決算報告書の承認賦課金滞納処分認可	設定	未設定	
30	都市公園法	第5条第1項	公園管理者以外の公園施設の設置、管理又は変更の許可	設定	16日 (5日)	
31	都市公園法	第6条第1項	都市公園の占用の許可	設定	16日 (5日)	
32	都市公園法	第6条第3項	都市公園の占用の許可の変更	設定	10日 (5日)	
33	都市公園法	第33条第4項	公園管理者以外の予定公園施設の設置・管理の許可、許可の変更、公園予定区域の占用の許可、許可の変更	設定	No30~32に 準じた日数	
34	北海道立都市公園条例	第4条第1項	都市公園における条例で定める行為の許可、変更の許可	設定	11日 (5日)	
35	北海道立都市公園条例	第6条第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立真駒内公園 北海道立野幌総合運動公園	設定	1日	
36	北海道立都市公園条例	第6条第1項	公園施設の利用の承認等 北海道子どもの国	未設定 イ	1日	
37	北海道立都市公園条例	第6条第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立オホーツク公園	未設定 イ	1日	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めにくくされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：建設部都市環境課

(電話011-231-4111 (内線29-561))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
38	北海道立都市公園条例	第6条第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立宗谷ふれあい公園	未設定イ	1日	
39	北海道立都市公園条例	第6条第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立ゆめの森公園	未設定イ	1日	
40	北海道立都市公園条例	第6条第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立十勝エコロジーパーク	未設定イ	1日	
41	北海道立都市公園条例	第6条第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立サンピラーパーク	未設定イ	1日	
42	北海道立都市公園条例	第6条第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立オホーツク流氷公園	未設定イ	1日	
43	北海道立都市公園条例	第6条の3第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立真駒内公園 北海道立野幌総合運動公園	設定	1日	
44	北海道立都市公園条例	第6条の3第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道子どもの国	未設定イ	1日	
45	北海道立都市公園条例	第6条の3第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立オホーツク公園	未設定イ	1日	
46	北海道立都市公園条例	第6条の3第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立宗谷ふれあい公園	未設定イ	1日	
47	北海道立都市公園条例	第6条の3第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立ゆめの森公園	未設定イ	1日	
48	北海道立都市公園条例	第6条の3第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立十勝エコロジーパーク	未設定イ	1日	
49	北海道立都市公園条例	第6条の3第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立サンピラーパーク	未設定イ	1日	
50	北海道立都市公園条例	第6条の3第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立オホーツク流氷公園	未設定イ	1日	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めにくくされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考 考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載（標準処理期間の短縮等）  
変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：建設部都市環境課  
(電話011-231-4111 (内線29-561))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
51	下水道法	第10条第1項	公共下水道排水設備設置義務の免除に係る許可	未設定 口	未設定	申請先 札幌建設 管理部当 別出張所
52	下水道法	第16条	公共下水道管理者以外の者の 工事・維持の承認	設定	24日 (10日)	申請先 札幌建設 管理部当 別出張所
53	下水道法	第24条 第1項	公共下水道の排水施設の物件 設置許可	設定	24日	
54	下水道法	第25条の 18	流域下水道管理者以外の者の 工事・維持の承認	未設定 口	未設定	
55	北海道公共下水道 条例	第23条 第1項	公共下水道敷地等の占用の許 可及び許可の変更	未設定 口	24日 (10日)	申請先 札幌建設 管理部当 別出張所

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)  
変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年3月13日作成)

法令名	都市計画法
根拠条項	第59条第4項
許可等の種類	特許事業者が行う都市計画事業に対する認可
法令の定め	第59条～第64条
審査基準	(別紙のとおり)
標準処理期間	総期間 60 日・月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 60 日・月 (北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ)
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号: 29-611)
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号: 29-611)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号: 29-611)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm</a>

## 【別紙】

### 民間事業者に係る都市計画公園等の知事認可の審査基準

都市計画法第59条第4項に基づき民間事業者が、都市計画公園等の整備、維持管理を行うことができるとされているが、認可に際しての設置基準を次のとおりとする。

#### 1 特許事業の一般的事項

- (1) 事業の公益性、申請者の資力信用等の観点から、事業の円滑かつ適正な執行が確保されていること。
- (2) 必要に応じ、都市計画法第79条の規定により、都市計画上必要な条件を附す場合がある。
  - ① 詳細設計の認可
  - ② 事業施行に対する指導監督
  - ③ 竣工認可
  - ④ 事業完了後の施設の管理に関する指導監督
  - ⑤ その他必要な事項

#### 2 特許事業の整備基準

- (1) マスタープランとの整合性  
当該事業認可区域で定められている、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」との整合性が図られていること。
- (2) 公園区域全体の整合性  
民間事業者により設置される施設の種類、規模、配置等が、当該公園等の全区域に係る計画に照らして適正に計画されたものであること。
- (3) 土地等の取得状況  
土地等の取得状況等からみて、事業の円滑かつ適正な実施が確実であること。
- (4) 緑化面積の確保  
当該公園等の全区域において、緑の政策大綱（平成6年7月28日建設省決定）に定める都市公園の種別に応じた緑化面積を確保すること。
- (5) 施設の種類の  
都市公園法第2条第2項に定める公園施設とする。
- (6) 施設の建築面積  
当該公園等の全区域において都市公園法第4条に定める施設の設置基準の例によるものとする。
- (7) 施設の建築位置  
施設の外壁等から事業認可区域の境界までの距離が5m以上あることとする。
- (8) 避難場所としての機能  
避難地としての機能が必要とされる場合、非常時における避難、応急、復旧等の活動に役立つ機能を持つこと。

#### 3 特許事業の管理運営基準

- (1) 維持管理  
民間事業者は、事業認可区域内の施設及び植栽等について、常に良好な状態に維持管理するために、維持管理組織、人員配置等について十分措置するとともに、業務内容、年間スケジュール等について定めるものとする。
- (2) 防災保安  
民間事業者は、地震等災害時に対応した防災保安体制を確立するとともに、災害時における公共団体等との連携、避難者の誘導及び施設の提供等支援方法を定めた防災マニュアルを策定するものとする。
- (3) 施設の供用について
  - ① 公園等は不特定多数の者の利用に供するものとする。
  - ② 施設の利用について、有料である場合は、その料金は一般の利用に供する観点から、他の類似施設と比較して適正なものとする。

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年3月13日作成)

法令名	都市計画法		
根拠条項	第63条第1項		
許認可等の種類	特許事業者が事業計画を変更する際の認可		
法令の定め	第59条～第64条		
審査基準	特許事業者が行う都市計画事業に対する認可に係る審査基準を準用する。		
標準処理期間	総期間	60	日・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関		日・月 ( )
	協議機関		日・月 ( )
	処分機関	60	日・月 (北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ)
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号：29-611)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号：29-611)		
問い合わせ先	北海土建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号：29-611)		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年3月13日作成)

法令名	都市計画法
根拠条項	第64条第1項
許可等の種類	特許事業者の地位の承継の承認
法令の定め	第59条～第64条
審査基準	特許事業者が行う都市計画事業に対する認可に係る審査基準を準用する。
標準処理期間	総期間 20 日・月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 20 日・月 (北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ)
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号: 29-611)
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号: 29-611)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課事業調整グループ(電話番号: 29-611)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	新住宅市街地開発法
根拠条項	第22条第1項
許認可等の種類	処分計画の認可 (ただし、同法第45条第1項に定める民間施行者の申請に対するもの)
法令の定め	第22条～第26条、施行令第4条～第7条、施行規則第13条、第14条、 施行規則第16条の2～第18条 ・宅地譲渡人の公正な決定方法（公募不要、優先譲渡の例外あり） ・処分価格の決定方法 ・都市計画、共同の福祉利便への適合 ・公共施設管理者との協議 など
審査基準	新住宅市街地開発事業の施行者は、原則として、地方公共団体等に限定されている。 ただし、本法第45条第1項に定める要件を満たせば、民間法人が施行者になることができる。しかし、現在までに民間法人が施行者となった例はなく、また、今後も当面その予定はない。 このため審査基準等の設定は、民間施行による新住宅市街地開発事業が想定される段階まで、保留する。
標準処理期間	総期間 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki.jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki.jyunntou.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	新住宅市街地開発法	
根拠条項	第32条第1項	
許認可等の種類	造成宅地等に関する権利の処分の承認	
法令の定め	<p>第32条、施行令第9条、施行規則第19条</p> <p>・工事完了公告の翌日から起算して10年間は、造成宅地等及びその上の建築に関する権利処分は知事の承認を必要とする。</p> <p>ここで権利処分とは、所有権・地上権・質権・使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をさす。</p>	
審査基準	<p>1 権利の設定・移転を行う者が、不当な利益を受けないこと。                  具体的には、次のように価額を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住又は非営利業務に用いる宅地・建築物の譲渡                      →時価を超えない譲渡価格</li> <li>・建築物についての賃借権等の設定                      →近隣の同種建築物を参考にして著しく高くない賃借価格等</li> </ul> <p>2 権利の設定・移転の相手方が、処分計画に定める利用規制に従って造成宅地等を利用すると認められること。                  具体的には、この相手方が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真に造成宅地等を必要として使用する意思があること</li> <li>・処分計画等で定める用途以外の目的に転用しないと認められること</li> <li>・処分計画等で定める期限内に、定められた規模及び用途の建築物を建築すると認められること</li> </ul> <p>等を勘案して判断する。</p> <p>3 権利の設定・移転の理由は、転勤、転職、死亡、疾病、家族構成の変化等やむを得ないと認められるものであること。</p>	
標準処理期間	総期間	21日（注：休日は含まない。）
	処分機関	21日
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）	
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）	
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）	
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsaki_jyunntou.htm</a>	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	新住宅市街地開発法				
根拠条項	第34条第4項				
許認可等の種類	標識移転の承認				
法令の定め	第34条第3項、同条第4項、施行規則第21条 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新住宅市街地開発事業が施行された旨の標識を、知事は設置しなければならない。工事完了公告の翌日から起算して、10年間設置する。</li> <li>・標識を移転又は除却するには、知事の承諾を必要とする。</li> </ul>				
審査基準	承諾を与える場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却 →災害救助等の、緊急の場合のみ</li> <li>・移転 →公共工事の実施等の、真にやむを得ない事由があり、かつ、従前同様に周知することが可能な場所に移転される場合。</li> </ul> <p>※標識は、新住宅市街地開発事業を施行した区域に、強い私権制限が働いていることを示している。</p>				
標準処理期間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">総期間</td> <td>7日（注：休日は含まない。）</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>7日</td> </tr> </table>	総期間	7日（注：休日は含まない。）	処分機関	7日
総期間	7日（注：休日は含まない。）				
処分機関	7日				
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）				
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）				
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線 29-575）				
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakiyunntou.htm</a>				

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	新住宅市街地開発法
根拠条項	第34条の2第2項
許認可等の種類	測量標識移転の承認
法令の定め	第34条の2、施行規則第21条の2 ・新住宅市街地開発事業の施行者等は、施行準備又は施行に必要な標識を設置することができる。 ・標識を移転又は除却するには、設置者の承諾を必要とする。
審査基準	承諾を与える場合 ・除却 →災害救助等の、緊急の場合のみ ・移転 →公共工事の実施等の、真にやむを得ない事由があり、かつ、測量結果の保存が可能で、今後の事業実施に支障を与えない場所に移転される場合。  ※測量標識は、新住宅市街地開発事業の施行に重要な役割を果たす。
標準処理期間	総期間 7日(注:休日は含まない。) 処分機関 7日
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki.jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki.jyunntou.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	新住宅市街地開発法
根拠条項	第36条第1項
許認可等の種類	事業引継の同意 (ただし、同法第45条第1項に定める民間施行者の申請に対するもの)
法令の定め	第36条第1項 ・新住宅市街地開発事業の施行区域では、施行者以外の者は新住宅市街地開発事業を行ってはいけない。(原則) ・現施行者の同意があれば、施行者は交替できる。このとき、新施行者は新住宅市街地開発事業に関する権利義務を引き継ぐ。
審査基準	新住宅市街地開発事業の施行者は、原則として、地方公共団体等に限定されている。 ただし、本法第45条第1項に定める要件を満たせば、民間法人が施行者になることができる。しかし、現在までに民間法人が施行者となった例はなく、また、今後も当面その予定はない。 このため審査基準等の設定は、民間施行による新住宅市街地開発事業が想定される段階まで、保留する。
標準処理期間	総期間 日・月(注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki.jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki.jyunntou.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	新住宅市街地開発法
根拠条項	第46条
許認可等の種類	施行計画の認可 (ただし、同法第45条第1項に定める民間施行者の申請に対するもの)
法令の定め	第46条、施行規則第25条～第26条(第26条は、第16条を準用) ・民間施行者は、施行計画を定める場合及び変更する場合は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	新住宅市街地開発事業の施行者は、原則として、地方公共団体等に限定されている。 ただし、本法第45条第1項に定める要件を満たせば、民間法人が施行者になることができる。しかし、現在までに民間法人が施行者となった例はなく、また、今後も当面その予定はない。 このため審査基準等の設定は、民間施行による新住宅市街地開発事業が想定される段階まで、保留する。
標準処理期間	総期間 日・月(注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線 29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki.jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki.jyunntou.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第4条第1項
許認可等の種類	個人施行の認可
法令の定め	法第3条第1項、法第4条第1項、法第5条、法第6条（第2項、第3項を除く） 法第7条、法第8条、法第9条第1項～第2項、 令第1条第1項、令第67条の2、規第1条第1項、規第2条第1項、 規第5条、規第6条、規第7条、規第8条、規第9条、規第10条、 都計法第34条
審査基準	(別紙のとおり)
標準処理期間	総期間 30回・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 20回・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 10回・月 (北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ) ※ ただし、市街化調整区域で施行する場合は、この限りではない。
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)
申請先	各市町担当係
問い合わせ先	各市町担当係
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm</a>

【別紙】

- 一 次の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、認可をしなければならない。(法9-1)
  - 1 申請手続が法令に違反していること。(法9-1-1)
    - (1) 認可申請書が施行地区となるべき区域を管轄する市町長を経由していない。(法4-1)
    - (2) 認可申請書に、規準(共同施行の場合は規約)及び事業計画書並びに次の各号に掲げる書類が添付されていない。(法4-1、規1-1、規2-1)
      - ① 認可申請者が、施行地区内の宅地の所有者若しくは借地権者若しくは公有水面埋立免許権者又はこれらの者の同意を得た者であることを証する書類(規2-1-1)
      - ② 宅地以外の土地を施行地区に編入する場合に、その土地を管理する者の承認書(法7、規2-1-2)
      - ③ 認可申請者が、施行地区内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合は、その同意書(法8-1、規2-1-3)
      - ④ ③で所有権又は借地権を有する者以外の者の同意を得られない場合、又はその者を確知できない場合に、その理由書(法8-2)
  - 2 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。(法9-1-2)
    - (1) 規準又は規約に必要な事項が記載されていない。(法5、令1-1)
    - (2) 事業計画に必要な事項が記載されていない。(法6-1)
      - ① 施行地区及び工区が適切に定められていない。(法6-9、規5、規8)
      - ② 設計の概要が適切に定められていない。(規6、規9)
      - ③ 資金計画が適切に定められていない。(規7、規10)
      - ④ 事業施行期間が適切に定められていない。(法6-9)
    - (3) 事業計画において、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていない。(法6-8)
    - (4) 事業計画が公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画に適合していない。(法6-10)
  - 3 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。(法9-1-3)
  - 4 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。(法9-1-4)
- 二 市街化調整区域が施行地区に編入されている場合は、都市計画法第34条各号の一に該当すると認めるときでなければ認可してはならない。(法9-2、都計法34)

(法令の定め)

【土地区画整理法】

(土地区画整理事業の施行)

第3条 宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。

(施行の認可)

第4条 土地区画整理事業を第3条第1項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(規準又は規約)

第5条 前条第1項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第5号から第7号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 土地区画整理事業の名称
- (2) 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
- (3) 土地区画整理事業の範囲
- (4) 事務所の所在地
- (5) 費用の分担に関する事項
- (6) 業務を代表して行う者を定める場合においては、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 事業年度
- (9) 公告の方法
- (10) その他政令で定める事項

(事業計画)

第6条 第4条第1項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

8 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていなければならない。

9 事業計画においては、施行地区は施行区域の内外にわたらないように定め、事業施行期間は適切に定めなければならない。

10 事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

11 事業計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第7条 第4条第1項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第8条 第4条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。

い。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

- 2 前項の場合において、宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者について同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第4条第1項に規定する認可を申請することができる。  
(施行の認可の基準等)

第9 都道府県知事は、第4条第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反していること。
- (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。
- (3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。
- (4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

- 2 都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号の一に該当すると認めるときでなければ、第4条第1項に規定する認可をしてはならない。

#### 【土地区画整理法施行令】

(規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)

第1条 土地区画整理法(以下「法」という。)第5条第10号、第15条第12号及び第51条の3第8号に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項
- (2) 地積の決定の方法に関する事項
- (3) 法第2条第2項に規定する工作物その他の物件の設置を行う場合においては、当該工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項
- (4) 会計に関する事項

(宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行することができる者)

第67条の2 法第3条第1項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 日本勤労者住宅協会
- (3) 土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で次に掲げるもの  
イ 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人  
ロ 宅地を造成して賃貸し、又は譲渡する事業を行う法人

#### 【土地区画整理法施行規則】

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請手続)

第1条 土地区画整理法(以下「法」という。)第4条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を、認可申請書とともに提出しなければならない。

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類)

第2条 法第4条第1項に規定する許可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地につ

いて借地権を有する者若しくはその区域内の水面について公有水面埋立法（大正十年法律第57号）第2条第1項に規定する免許を受けている者又はこれらの者の同意を得た者であることを証する書類

(2) 認可を申請しようとする者が法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

(3) 認可を申請しようとする者が法第8条第1項の規定により施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

（施行地区位置図及び施行地区区域図）

第5条 法第6条第1項（法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合を含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。）又は第16条第2項に規定する施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺3万分の1以上とし、施行地区の位置、都市計画区域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるものである場合において縮尺3万分の1以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、5万分の一以上であることをもつて足りる。

3 第1項の施行地区区域図は、縮尺2500分の1以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（設計の概要に関する図書）

第6条 法第6条第1項に規定する設計の概要、同条第2項に規定する住宅先行建設区、同条第4項に規定する市街地再開発事業区及び同条第6項に規定する高度利用推進区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 当該土地区画整理事業の目的

(2) 施行地区内の土地の現況

(3) 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合

(4) 保留地の予定地積

(5) 公共施設の整備改善の方針

(6) 法第2条第2項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要

(7) 住宅先行建設区の面積

(8) 市街地再開発事業区的面積

(9) 高度利用推進区的面積

3 第1項の設計図は、縮尺1200分の1以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

（資金計画書）

第7条 法第6条第1項に規定する資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

（施行地区及び工区の設定に関する基準）

第8条 法第6条第1項に規定する施行地区の設定に関する同条第11項に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

(1) 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適当な施設で土地区画整理事業

の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。

- (2) 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。
- (3) 施行地区を工区に分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適切な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。
- (4) 施行地区を工区に分ける場合においては、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

（設計の概要の設定に関する基準）

第9条 法第6条第1項に規定する設計の概要の設定に関する同条第11項に規定する技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口1人当たり30平方メートルから100平方メートルまでの地積を基準とし、人口約1万を収容することができることとされる地区をいう。以下同じ。）を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。
- (2) 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。
- (3) 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあつては6メートル以上、商業地又は工業地にあつては8メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては4メートル以上、商業地又は工業地にあつては6メートル以上であることをもつて足りる。
- (4) 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。
- (5) 道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適当なすみきりをしなければならない。
- (6) 設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について1人当たり3平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の3パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として土地区画整理事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。
- (7) 設計の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。
- (8) 設計の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該土地区画整理事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

（資金計画に関する基準）

第10条 法第6条第1項に規定する資金計画に関する同条第11項に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。

(2) 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

#### 【都市計画法】

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (1) 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2) 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (4) 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第2号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- (6) 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (7) 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (8) 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (9) 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (10) 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないも

の

- (12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- (13) 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従って、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

根拠条項	第10条第1項																				
許認可等の種類	規準若しくは規約及び事業計画の変更の認可																				
法令の定め	法第5条、法第6条（第2項、第3項を除く）、法第7条、法第8条、 法第9条第1項～第2項、法第10条 令第1条第1項、規第2条第2項、規第5条、規第6条、規第7条、規第8条、規第9 条、規第10条、 都計法第34条																				
審査基準	別紙のとおり																				
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>24</td> <td>回</td> <td>・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>10</td> <td>回</td> <td>・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td></td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>14</td> <td>回</td> <td>・月</td> <td>(北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ)</td> </tr> </table>	総期間	24	回	・月	(注：休日は含まない。)	経由機関	10	回	・月	( )	協議機関			日・月	( )	処分機関	14	回	・月	(北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ)
総期間	24	回	・月	(注：休日は含まない。)																	
経由機関	10	回	・月	( )																	
協議機関			日・月	( )																	
処分機関	14	回	・月	(北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ)																	
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線29-575）																				
申請先	各市町担当係																				
問い合わせ先	各市町担当係																				
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm</a>																				

## 【別紙】

- 一 次の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、認可をしなければならない。（法9-1）
  - 1 申請手続が法令に違反していること。（法9-1-1）
    - (1) 認可申請書が施行地区となるべき区域を管轄する市町長を経由していない。（法10-1）
    - (2) 認可申請書に、規準（共同施行の場合は規約）及び事業計画書並びに次の各号に掲げる書類が添付されていない。（法4-1、規1-1、規2-2）
      - ① 認可申請者が、施行地区内の宅地の所有者若しくは借地権者若しくは公有水面埋立免許権者又はこれらの者の同意を得た者であることを証する書類（規2-2-1）
      - ② 宅地以外の土地を施行地区に編入する場合に、その土地を管理する者の承認書（法7、規2-2-2）
      - ③ 認可申請者が、施行地区内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合は、その同意書（法8-1、規2-2-3）
      - ④ ③で所有権又は借地権を有する者以外の者の同意を得られない場合、又はその者を確知できない場合に、その理由書（法8-2）
  - 2 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。（法9-1-2）
    - (1) 規準又は規約に必要な事項が記載されていない。（法5、令1-1）
    - (2) 事業計画に必要な事項が記載されていない。（法6-1）
      - ① 施行地区及び工区が適切に定められていない。（法6-9、規5、規8）
      - ② 設計の概要が適切に定められていない。（規6、規9）
      - ③ 資金計画が適切に定められていない。（規7、規10）
      - ④ 事業施行期間が適切に定められていない。（法6-9）
    - (3) 事業計画において、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていない。（法6-8）
    - (4) 事業計画が公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画に適合していない。（法6-10）
  - 3 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。（法9-1-3）
  - 4 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。（法9-1-4）
- 二 市街化調整区域が施行地区に編入されている場合は、都市計画法第34条各号の一に該当すると認めるときでなければ認可してはならない。（法9-2、都計法34）
- 三 施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。（法10-2）

(法令の定め)

【土地区画整理法】

(規準又は規約)

第5条 前条第1項の規準又は規約には、次の各号（規準にあつては、第5号から第7号までを除く。）に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 土地区画整理事業の名称
- (2) 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
- (3) 土地区画整理事業の範囲
- (4) 事務所の所在地
- (5) 費用の分担に関する事項
- (6) 業務を代表して行う者を定める場合においては、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 事業年度
- (9) 公告の方法
- (10) その他政令で定める事項  
(事業計画)

第6条 第4条第1項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

- 8 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていなければならない。
- 9 事業計画においては、施行地区は施行区域の内外にわたらないように定め、事業施行期間は適切に定めなければならない。
- 10 事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。
- 11 事業計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第7条 第4条第1項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第8条 第4条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

- 2 前項の場合において、宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者について同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第4条第1項に規定する認可を申請することができる。

(施行の認可の基準等)

第9条 都道府県知事は、第4条第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反していること。
- (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。
- (3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。

(4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

2 都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号の一に該当すると認めるときでなければ、第4条第1項に規定する認可をしてはならない。

(基準又は規則及び事業計画の変更)

第10条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第7条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第8条の規定は事業計画の変更についての認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第1項に規定する認可の申請があつた場合及びその認可をした場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第3項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第5項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

#### 【土地区画整理法施行令】

(規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)

第1条 土地区画整理法（以下「法」という。）第5条第10号、第15条第12号及び第51条の3第8号に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項
- (2) 地積の決定の方法に関する事項
- (3) 法第2条第2項に規定する工作物その他の物件の設置を行う場合においては、当該工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項
- (4) 会計に関する事項

#### 【土地区画整理法施行規則】

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類)

第2条 (第1項省略)

2 法第10条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認可を申請しようとする者が法第10条第2項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- (2) 認可を申請しようとする者が法第10条第3項において準用する法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類
- (3) 認可を申請しようとする者が法第10条第3項において準用する法第8条第1項の規定により施行地区及び施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

(施行地区位置図及び施行地区区域図)

第5条 法第6条第1項（法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項に

において準用する場合を含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。)又は第16条第2項に規定する施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺3万分の1以上とし、施行地区の位置、都市計画区域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるものである場合において縮尺3万分の1以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、5万分の一以上であることをもつて足りる。

3 第1項の施行地区区域図は、縮尺2500分の1以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示に必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(設計の概要に関する図書)

第6条 法第6条第1項に規定する設計の概要、同条第2項に規定する住宅先行建設区、同条第四項に規定する市街地再開発事業区及び同条第六項に規定する高度利用推進区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該土地区画整理事業の目的
- (2) 施行地区内の土地の現況
- (3) 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積(保留地の予定地積を除く。)の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合
- (4) 保留地の予定地積
- (5) 公共施設の整備改善の方針
- (6) 法第2条第2項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要
- (7) 住宅先行建設区の面積
- (8) 市街地再開発事業区的面積
- (9) 高度利用推進区的面積

3 第1項の設計図は、縮尺1200分の1以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

(資金計画書)

第7条 法第6条第1項に規定する資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

(施行地区及び工区の設定に関する基準)

第8条 法第6条第1項に規定する施行地区の設定に関する同条第11項に規定する技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適切な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。
- (2) 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。
- (3) 施行地区を工区に分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適切な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないもの

に接して、又はその中心線により定めなければならない。

(4) 施行地区を工区に分ける場合においては、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

（設計の概要の設定に関する基準）

第9条 法第6条第1項に規定する設計の概要の設定に関する同条第11項に規定する技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 設計の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口1人当たり30平方メートルから100平方メートルまでの地積を基準とし、人口約1万を収容することができることとされる地区をいう。以下同じ。）を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。

(2) 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少くなるように考慮して定めなければならない。

(3) 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあつては6メートル以上、商業地又は工業地にあつては8メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては4メートル以上、商業地又は工業地にあつては6メートル以上であることをもつて足りる。

(4) 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。

(5) 道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適当なすみきりをしなければならない。

(6) 設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について1人当たり3平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の3パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として土地区画整理事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。

(7) 設計の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。

(8) 設計の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該土地区画整理事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

（資金計画に関する基準）

第10条 法第6条第1項に規定する資金計画に関する同条第11項に規定する技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。

(2) 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

## 【都市計画法】

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の申請が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (1) 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2) 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (4) 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第2号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- (6) 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (7) 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (8) 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (9) 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (10) 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの
- (12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- (13) 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目

的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）

(14)前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第11条第4項		
許認可等の種類	施行者の変動による規約の認可		
法令の定め	法第4条第1項、法第5条 令第1条第1項		
審査基準	設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	各市町担当係		
問い合わせ先	各市町担当係		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki_jyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第13条第1項		
許認可等の種類	個人施行の廃止又は終了の認可		
法令の定め	法第13条 規第2条第3項		
審査基準	<p>認可の基準は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認可申請書が施行地区を管轄する市町長を経由していること。(法13-1)</li> <li>2 認可申請書に、次の書類が添付されていること。(規2-3) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地区画整理事業を廃止しなければならない理由を記載した書類又は土地区画整理事業の終了を明らかにする書類</li> <li>2 認可を申請しようとする者が法第13条第3項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類</li> <li>3 法第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区を定めている場合において、事業の終了についての認可を申請しようとするときは、法第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての法第117条の2第1項に規定する指定期間を経過したことを証する書類又は法第13条第2項ただし書の規定により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められることを明らかにする書類</li> </ol> </li> </ol>		
標準処理期間	総期間	30	日・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関	10	日・月 ( )
	協議機関		日・月 ( )
	処分機関	20	日・月 (北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ)
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	各市町担当係		
問い合わせ先	各市町担当係		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsaki_jyunntou.htm</a>		

(法令の定め)

**【土地区画整理法】**

(土地区画整理事業の廃止又は終了)

- 第13条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 都道府県知事は、第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての第117条の2第1項に規定する指定期間（第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての指定期間の終期が異なる場合においては、その終期の最も遅いもの。以下この項及び第45条第3項及び第51条の13第2項において同じ。）を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができる。
- 3 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。
- 4 第9条第3項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第5項の規定は、第1項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第5項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。

**【土地区画整理法施行規則】**

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類)

第2条

- 3 法第13条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 土地区画整理事業を廃止しなければならない理由を記載した書類又は土地区画整理事業の終了を明らかにする書類
- (2) 認可を申請しようとする者が法第13条第3項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- (3) 法第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区を定めている場合において、事業の終了についての認可を申請しようとするときは、法第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての法第117条の2第1項に規定する指定期間を経過したことを証する書類又は法第13条第2項ただし書の規定により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められることを明らかにする書類

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第14条第1項		
許認可等の種類	土地区画整理組合設立の認可		
法令の定め	法第6条(第2項、第3項を除く)、法第7条、法第14条第1項、法15条、法第16条第1項、法第17条、法第18条、法第21条第1項～第2項、法第23条第1項、令第1条第1項、規第1条第2項、規第2条第4項、規第5条、規第6条、規第7条、規第8条、規第9条、規第10条、都計法第34条		
審査基準	(別紙のとおり)		
標準処理期間	総期間	60	日・月 (注: 休日は含まない。)
	経由機関	20	日・月 ( )
	協議機関		日・月 ( )
	処分機関	40	日・月 (北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ)
	※ ただし、市街化調整区域で施行する場合は、この限りではない。		
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)		
申請先	各市町担当係		
問い合わせ先	各市町担当係		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

【別紙】

- 一 次の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、認可をしなければならない。（法21-1）
  - 1 申請手続が法令に違反していること。（法21-1-1）
    - (1) 認可申請書が施行地区となるべき区域を管轄する市町長を経由していない。（法14-1）
    - (2) 7人以上の発起人が、共同して定款及び事業計画を定めていない。（法14-1）
      - ① 認可申請者が、施行地区内の宅地の所有者又は借地権者又は公有水面埋立免許権者であることを証する書類（規2-4-1）
      - ② 宅地以外の土地を編入する場合に、その土地を管理する者の承認書（法7、法17、規2-4-2）
      - ③ 定款及び事業計画について、施行地区内の宅地について所有権を有するすべての者及び借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意、かつ同意した者が所有する宅地の地積と借地の地積の合計が、宅地の総地積と借地の総地積との合計の3分の2以上であることを証する書類（法18、規2-4-3）
  - 2 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。（法21-1-2）
    - (1) 定款に必要な事項が記載されていない。（法15、令1-1）
      - ① その名称中に土地区画整理組合という文字を用いていない。（法23）
    - (2) 事業計画に必要な事項が記載されていない。（法6-1、法16）
      - ① 施行地区及び工区が適切に定められていない。（法6-9、法16、規5、規8）
      - ② 設計の概要が適切に定められていない。（法16、規6、規9）
      - ③ 資金計画が適切に定められていない。（法16、規7、規10）
      - ④ 事業施行期間が適切に定められていない。（法6-9、法16）
    - (3) 事業計画において、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていない。（法6-8、法16）
    - (4) 事業計画が公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画に適合していない。（法6-10、法16）
  - 3 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。（法21-1-3）
  - 4 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。（法21-1-4）
- 二 市街化調整区域が施行地区に編入されている場合は、都市計画法第34条各号の一に該当すると認めるときでなければ認可してはならない。（法21-2、都計法34）

(法令の定め)

【土地区画整理法】

(事業計画)

第6条 第4条第1項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

8 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていなければならない。

9 事業計画においては、施行地区は施行区域の内外にわたらないように定め、事業施行期間は適切に定めなければならない。

10 事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

11 事業計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第7条 第4条第1項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。

(設立の許可)

第14条 第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(定款)

第15条 前条第1項又は第2項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
- (3) 事業の範囲
- (4) 事務所の所在地
- (5) 参加組合員に関する事項
- (6) 費用の分担に関する事項
- (7) 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
- (8) 総会に関する事項
- (9) 総代会を設ける場合においては、総代及び総代会に関する事項
- (10) 事業年度
- (11) 公告の方法
- (12) その他政令で定める事項

(事業計画及び事業基本方針)

第16条 第6条の規定は、第14条第1項又は第3項の事業計画について準用する。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第17条 第7条の規定は、第14条第1項又は第3項の事業計画を定めようとする者について準用する。

(定款及び事業計画又は事業基本方針に関する宅地の所有者及び借地権者の同意)

第18条 第14条第1項又は第2項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画又は事業基本方針について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつている宅地の総地積

との合計の3分の2以上でなければならない。

(設立の許可の基準等及び組合の成立)

第21条 都道府県知事は、第14条第1項から第3項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号(同項に規定する認可の申請にあつては、第3号を除く。)のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

(1) 申請手続が法令に違反していること。

(2) 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第3項の規定による都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。

(3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。

(4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第14条第1項又は第2項に規定する認可をしてはならない。

(名称の使用制限)

第23条 組合は、その名称中に土地区画整理組合という文字を用いなければならない。

#### 【土地区画整理法施行令】

(規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)

第1条 土地区画整理法(以下「法」という。)第5条第10号、第15条第12号及び第51条の3第8号に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項

(2) 地積の決定の方法に関する事項

(3) 法第2条第2項に規定する工作物その他の物件の設置を行う場合においては、当該工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項

(4) 会計に関する事項

#### 【土地区画整理法施行規則】

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請手続)

第1条

2 法第14条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請者とともに提出しなければならない。

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類)

第2条

4 法第14条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者又はその区域内の水面について公有水面埋立法第2条第1項に規定する免許を受けている者であることを証する書類

(2) 認可を申請しようとする者が事業計画を定めようとする場合において法第17条において準用する法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならないときは、その承認を得たことを証する書類

(3) 法第18条に規定する同意を得たことを証する書類

(施行地区位置図及び施行地区区域図)

第5条 法第6条第1項(法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合を含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。)又は第16条第2項に規定する施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺3万分の1以上とし、施行地区の位置、都市計画区域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるものである場合において縮尺3万分の1以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、5万分の1以上であることをもつて足りる。

3 第1項の施行地区区域図は、縮尺2500分の1以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(設計の概要に関する図書)

第6条 法第6条第1項に規定する設計の概要、同条第2項(法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3において準用する場合を含む。)に規定する住宅先行建設区、同条第4項(法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する市街地再開発事業区及び同条第6項法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する高度利用推進区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該土地区画整理事業の目的
- (2) 施行地区内の土地の現況
- (3) 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積(保留地の予定地積を除く。)の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合
- (4) 保留地の予定地積
- (5) 公共施設の整備改善の方針
- (6) 法第2条第2項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要
- (7) 住宅先行建設区の面積
- (8) 市街地再開発事業区的面積
- (9) 高度利用推進区的面積

3 第1項の設計図は、縮尺1200分の1以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

(資金計画書)

第7条 法第6条第1項に規定する資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

(施行地区及び工区の設定に関する基準)

第8条 法第6条第1項に規定する施行地区の設定に関する同条第11項(法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合をふくむ。)に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適切な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとな

る宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。

- (2) 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。
- (3) 施行地区を工区に分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適当な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。
- (4) 施行地区を工区に分ける場合においては、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

（設計の概要の設定に関する基準）

第9条 法第6条第1項に規定する設計の概要の設定に関する同条第11項（法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口1人当たり30平方メートルから100平方メートルまでの地積を基準とし、人口約1万を収容することができることとされる地区をいう。以下同じ。）を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。
- (2) 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。
- (3) 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあつては6メートル以上、商業地又は工業地にあつては8メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては4メートル以上、商業地又は工業地にあつては6メートル以上であることをもつて足りる。
- (4) 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。
- (5) 道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適当なすみきりをしなければならない。
- (6) 設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について1人当たり3平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の3パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として土地区画整理事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。
- (7) 設計の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。
- (8) 設計の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該土地区画整理事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

（資金計画に関する基準）

第10条 法第6条第1項に規定する資金計画に関する同条第11項（法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合をふくむ。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。

(2) 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

#### 【都市計画法】

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (1) 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2) 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (4) 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第2号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- (6) 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (7) 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (8) 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (9) 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (10) 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないも

の

- (12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- (13) 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従って、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第14条第2項		
許認可等の種類	土地区画整理組合設立の認可 (事業計画の策定に先立って設立された組合)		
法令の定め	法第14条第2項、法第15条、法第16条第2項及び第3項、法第18条、 法第21条第1項～第2項、法第23条第1項、令第1条第1項、規第1条第3項、規第2条 第4項及び第5項、 都計法第34条		
審査基準	設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)		
申請先	各市町担当係		
問い合わせ先	各市町担当係		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsaki_jyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第14条第3項		
許認可等の種類	事業計画の認可 (事業計画の策定に先立って設立された組合)		
法令の定め			
審査基準	設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	各市町担当係		
問い合わせ先	各市町担当係		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第49条		
許認可等の種類	土地区画整理組合の決算報告書の承認		
法令の定め	法第47条、規第18条		
審査基準	<p>承認の基準は次のとおりとする。</p> <p>1 決算報告書は、次の各号に掲げる事項を記載して作成されていること。 (規18)</p> <p>① 組合の解散の時ににおける財産及び債務の明細</p> <p>② 債権の取立及び債務の弁済の経緯</p> <p>③ 残余財産の処分の明細</p> <p>2 財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を得ていること。(法47)</p>		
標準処理期間	総期間	14回・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	14回・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(法令の定め)

**【土地区画整理法】**

(清算事務)

第47条 清算人は、就職の後、遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。

(決算報告)

第49条 清算人は、清算事務が終った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

**【土地区画整理法施行規則】**

(決算報告書)

第18条 法第49条に規定する決算報告書は、次の各号に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- (1) 組合の解散の時ににおける財産及び債務の明細
- (2) 債権の取立及び債務の弁済の経緯
- (3) 残余財産の処分の明細

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第76条第1項		
許認可等の種類	建築行為等の許可		
法令の定め	法第76条、法第98条、法第99条、令第70条		
審査基準	<p>承認の基準は次のとおりとする。</p> <p>土地区画整理事業施行地区内における土地区画整理法第76条第1項に規定する許可は、施行者の意見を聞き、次に掲げる事項を考慮して判定するものとし、原則として、土地区画整理事業の施行に障害があると判断される建築行為等は許可しないものとする。</p> <p>(1) 仮換地案の決定の有無（法第98条第3項に規定する同意又は土地区画整理審議会の意見聴取がなされたか等）</p> <p>(2) 仮換地指定処分の通知の有無（法第98条第1項）</p> <p>(3) 当該仮換地について、仮換地の指定に効力発生日及び仮換地について使用又は収益を開始することができる日の定めの有無（法第98条第5項及び法第99条第2項）</p> <p>(4) 当該土地の原状回復又は当該建築物等の移転若しくは除却の難易</p> <p>(5) 法第76条第3項に規定する条件を附して許可をするか否か</p>		
標準処理期間	総期間	10回・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	10回・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ（内線29-575）		
申請先	各市町村担当係		
問い合わせ先	各市町村担当係		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(法令の定め)

【土地区画整理法】

(建築行為等の制限)

第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- (1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告
- (2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告
- (3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告
- (4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告
- (5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

2 都道府県知事は、前項に規定する認可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聞かなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

第98条 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者がいるときは、その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

3 第1項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、個人施行者は、従前の宅地の所有者及びその宅地についての同項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者並びに仮換地となるべき宅地の所有者及びその宅地についての同項同段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者の同意を得なければならず、組合は、総会若しくはその部会又は総代会の同意を得なければならないものとし、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならないものとする。

5 第1項の規定による仮換地の指定は、その仮換地となるべき土地の所有者及び従前の宅地の所有者に対し、仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発生の日を通知してするものとする。

第99条 前条第1項の規定により仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、仮換地の指定の効力発生の日から第103条第4項の公告がある日まで、仮換地又は仮換地について仮に使用し、若しくは収益することができる権利の目的となるべき宅地若しくはその部分について、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができるものとし、従前の宅地については、使用し、又は収益することができないものとする。

2 施行者は、前条第1項の規定により仮換地を指定した場合において、その仮換地に使用又は収益の障害となる物件が存するときその他特別の事情があるときは、その仮換地について使用または収益を開始することができる日を同条第5項に規定する日と別に定めることができる。この場合においては、同項及び同条第6

項の規定による通知に併せてその旨を通知しなければならない。

**【土地区画整理法施行令】**

(設置又はたい積の制限を受ける物件)

第70条 法第76条第1項に規定する政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が5トンをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く。）とする。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第77条第7項		
許認可等の種類	移転、除去の際の建築物等の使用許可		
法令の定め			
審査基準	<p>設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第85条の2第5項		
許認可等の種類	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定		
法令の定め	法第6条第2項、法第54条、法第85条の2第5項、法第117条の2第1項、令第10条の4		
審査基準	<p>設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第86条第1項		
許認可等の種類	換地計画の認可(個人)		
法令の定め	法第8条、法第86条第3項、法第87条、法第88条第1項、法第89条、規第11条、規第12条、規第13条、規第14条		
審査基準	<p>設定しない (理由)</p> <p>個々の申請について個別具体的判断をせざるを得ず、法令の定め以上に具体的に定めることが技術的に困難であるため。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	(注: 休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)		
申請先	各市町担当係		
問い合わせ先	各市町担当係		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki_jyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第97条第1項		
許認可等の種類	換地計画の変更の認可(個人)		
法令の定め	法第8条、法第86条第3項、法第87条、法第88条第1項、法第89条、法第97条第2項 規第11条、規第12条、規第13条、規第14条		
審査基準	<p>設定しない (理由)</p> <p>個々の申請について個別具体的判断をせざるを得ず、法令の定め以上に具体的に定めることが技術的に困難であるため。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	(注: 休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)		
申請先	各市町担当係		
問い合わせ先	各市町担当係		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第81条第2項		
許認可等の種類	標識の移転、除却等の承諾		
法令の定め	法第81条第1項、同条第2項 則第20条		
審査基準	設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第85条の3第4項		
許認可等の種類	換地を市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等		
法令の定め	法第6条第4項、法第16条第1項、法第51条の4、法第54条、法第68条、法第71条の3第2項、法第85条の3第4項 則第10条の5		
審査基準	設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakiyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法		
根拠条項	第85条の4第5項		
許認可等の種類	換地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等		
法令の定め	法第6条第6項、法第16条第1項、法第51条の4、法第54条、法第68条、法第71条の3第2項、法第85条の3第4項 則第10条の6		
審査基準	設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	被災市街地復興特別措置法		
根拠条項	第7条第1項		
許可等の種類	被災市街地復興推進地域の区域内の建築行為等の許可		
法令の定め	<p>法第5条、法第7条第1項          都市計画法第4条第5項、同法第12条の4第1項第1号、同法同条同項第3号、同法第12条の5第2項第3号、同法第12条の5、第20条第1項、          幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第2号、          土地区画整理法第2条第4項、同法第76条第1項第1号ないし第3号、          都市再開発法第2条第3号、同法第60条第2項第1号、          被災市街地復興特別措置法施行令第2条ないし第4条</p>		
審査基準	<p>設定しない          (理由)          処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki_jyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	被災市街地復興特別措置法		
根拠条項	第12条第2項		
許認可等の種類	換地を復興共同住宅区内に定められるべき宅地の指定等		
法令の定め	法第12条 土地区画整理法第2条第4項、同法第2条第6項、同法第76条第1項		
審査基準	設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	被災市街地復興特別措置法		
根拠条項	第13条第3項		
許認可等の種類	復興共同住宅内の土地の共有部分を与えられるように定められるべき宅地の指定等		
法令の定め	法第11条第1項、同法第13条第3項		
審査基準	<p>設定しない (理由) 処分の先例がなく、今後とも申請が見込まれないため。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ (内線29-575)		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsakiyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	土地区画整理法
根拠条項	第41条第4項
許認可等の種類	土地区画整理組合の賦課金滞納処分の認可
法令の定め	法第41条第4項
審査基準	<p>(1) 定款に賦課金等に関する規定があり、賦課金等の額および賦課金徴収方法について総会または総代会の議決を経ていること。</p> <p>(2) 滞納処分の対象者及び算定賦課金額が適正であること。</p> <p>(3) 滞納処分の対象者に督促状を送付して督促していること。</p> <p>(4) 督促状記載の納期限を経過して、なお賦課金等の滞納があること。</p> <p>(5) 市町村長に徴収申請を行い30日以内に未着手、又は90日以内に終了していないこと。</p> <p>(6) 適正な手続きにより滞納処分の執行者が決定されていること。</p>
標準処理期間	<p>設定しない (理由)</p> <p>申請内容に応じた処理期間を要し、具体的標準を定めることは技術的に困難である。</p>
処分担当課	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)
申請先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)
問い合わせ先	北海道建設部まちづくり局都市環境課まちづくり推進グループ(内線29-575)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsaki_jyunntou.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	都市公園法		
根拠条項	第5条第1項		
許認可等の種類	公園管理者以外の公園施設の設置又は管理の許可、許可の変更		
法令の定め	公園管理者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。		
審査基準	別紙1		
標準処理期間	総期間	16日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	5日・丹	(各公園管理事務所)
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	11日・丹	( )
処分担当課	別表(1) 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )		
申請先	同上 (電話番号： )		
問い合わせ先	同上 (電話番号： )		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	都市公園法		
根拠条項	第6条第1項		
許認可等の種類	都市公園の占用の許可		
法令の定め	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。		
審査基準	別紙1		
標準処理期間	総期間	16日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	5日・丹	(各公園管理事務所)
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	11日・丹	( )
処分担当課	別表(1) 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )		
申請先	同上 (電話番号： )		
問い合わせ先	同上 (電話番号： )		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	都市公園法		
根拠条項	第6条第3項		
許可等の種類	都市公園の占用の許可の変更		
法令の定め	第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例で定める軽易なものであるときは、この限りではない。		
審査基準	別紙1		
標準処理期間	総期間	10日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	5日・丹	(各公園管理事務所)
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	5日・丹	( )
処分担当課	別表(1) 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )		
申請先	同上 (電話番号： )		
問い合わせ先	同上 (電話番号： )		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	都市公園法
根拠条項	第33条第4項
許認可等の種類	公園管理者以外の予定公園施設の設置又は管理の許可、許可の変更 公園予定区域の占用の許可、許可の変更
法令の定め	都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、～（中略）～第5条、第6条～（中略）～の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。
審査基準	別紙1
標準処理期間	総期間 経由機関 協議機関 処分機関 法第5条第1項及び法第6条第1項又は法第6条第3項に係る標準処理期間に準じた日数
処分担当課	別表(1) 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )
申請先	同上 (電話番号： )
問い合わせ先	同上 (電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	北海道立都市公園条例		
根拠条項	第4条第1項		
許認可等の種類	都市公園における条例で定める行為の許可、変更の許可		
法令の定め	都市公園において条例で定める行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。		
審査基準	別紙1		
標準処理期間	総期間	11日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	5日・丹	(各公園管理事務所)
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	6日・丹	( )
処分担当課	別表(1) 公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号： )		
申請先	同上 (電話番号： )		
問い合わせ先	同上 (電話番号： )		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	北海道立都市公園条例		
根拠条項	第6条第1項		
許認可等の種類	公園施設の利用の承認等		
法令の定め	第6条第1項 次に掲げる公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。		
審査基準	<p>北海道立真駒内公園（屋内、屋外競技場に限る。）は、別紙2「真駒内競技場利用規程」による。北海道立野幌総合運動公園は、別紙3「野幌総合運動公園施設利用規程」による。</p> <p>上記以外の公園は、面貸しを伴うスポーツ施設と異なり、団体利用に対する事前承認の必要のない個人利用施設である。利用にあたっての優先順位の設定、利用目的等に対する規制（暴力団の集会等公安を乱す行事など）、団体間の利用調整などの業務が発生しないため、現行条例の規定内容を審査基準とすることで業務処理において何ら支障がない。</p>		
標準処理期間	別表(2)のとおり		
	総期間	1日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	1日・丹	( )
処分担当課	別表(2)のとおり		(電話番号： )
申請先	同上		(電話番号： )
問い合わせ先	同上		(電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	北海道立都市公園条例		
根拠条項	第6条の3第1項		
許認可等の種類	公園施設の利用の内容の変更承認		
法令の定め	第6条第1項本文の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。		
審査基準	<p>北海道立真駒内公園（屋内、屋外競技場に限る。）は、別紙2「真駒内競技場利用規程」による。北海道立野幌総合運動公園は、別紙3「野幌総合運動公園施設利用規程」による。</p> <p>上記以外の公園は、面貸しを伴うスポーツ施設と異なり、団体利用に対する事前承認の必要のない個人利用施設である。利用にあたっての優先順位の設定、利用目的等に対する規制（暴力団の集会等公安を乱す行事など）、団体間の利用調整などの業務が発生しないため、現行条例の規定内容を審査基準とすることで業務処理において何ら支障がない。</p>		
標準処理期間	別表(2)のとおり		
	総期間	1日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	1日・丹	( )
処分担当課	別表(2)のとおり	(電話番号：	)
申請先	同上	(電話番号：	)
問い合わせ先	同上	(電話番号：	)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki_jyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tn/sinnsaki_jyunntou.htm</a>		

別表(1) 道立都市公園を所管する各総合振興局建設管理部用地管理室維持管理課一覧

公 園	処分担当課	電 話
真駒内公園	空知総合振興局 札幌建設管理部 用地管理室維持管理課	011-561-0416
子どもの国		
野幌総合運動公園		
オホーツク公園	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 用地管理室維持管理課	0152-41-0727
オホーツク流水公園		
宗谷ふれあい公園	宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室維持管理課	0162-33-2905
ゆめの森公園	釧路総合振興局 釧路建設管理部 用地管理室維持管理課	0154-23-0564
十勝エコロジーパーク	十勝総合振興局 帯広建設管理部 用地管理室維持管理課	0155-26-9213
道南四季の杜公園	渡島総合振興局 函館建設管理部 用地管理室維持管理課	0138-47-9634
噴火湾パノラマパーク		
サンピラーパーク	上川総合振興局 旭川建設管理部 用地管理室維持管理課	0166-46-4957

別表(2) (北海道立都市公園条例第6条第1項及び第6条の3第1項関係)

公園名	公園施設の名称	標準処理期間				処分担当課 (指定管理者)	電話番号	申請先	問い合わせ先	備考
		総期間	経由機関	協議機関	処分機関					
真駒内公園	屋内競技場、屋外競技場、駐車	1			1	(一財)北海道体育文化協会	011-581-1961	同左	同左	団体利用施設 個人利用施設
野幌総合運動公園	ホッケー・サッカー場、ラグビー場、水泳プール、テニスコート、体育館、軟式野球場、硬式野球場、陸上競技	1			1	(一財)北海道体育文化協会	011-384-2166	同左	同左	
子どもの国	大型遊戯施設、キャンプ場	1			1	(一財)北海道子どもの国協会	0125-53-3319	同左	同左	個人利用施設
オホーツク公園	オートキャンプ場、パークゴルフ	1			1	(一財)北方文化振興協会	0152-45-2277	同左	同左	
宗谷ふれあい公園	オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューコーナー	1			1	(株)稚内振興公社	0162-27-2177	同左	同左	
ゆめの森公園	パークゴルフ場	1			1	(株)中標津都市施設管理センター	0153-72-0471	同左	同左	
十勝エコロジーパーク	オートキャンプ場、自転車	1			1	(一財)十勝エコロジーパーク財団	0155-32-6780	同左	同左	
サンピラーパーク	屋内競技場	1			1	(株)名寄振興公社	01654-3-9826	同左	同左	
オホーツク流水公園	自転車	1			1	緑と観光のジョイグループ	0158-27-4560	同左	同左	

## 都市公園法及び北海道立都市公園条例関連の許可に係る審査基準

北海道立都市公園（以下「公園」という。）において次の許可を受けようとするものは、都市公園法（以下「法」という。）、都市公園法施行令（以下「法施行令」という。）、都市公園法施行規則（以下「法施行規則」という。）、北海道立都市公園条例（以下「条例」という。）及び北海道立都市公園条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）によるほか、次の項目すべてに該当すること。

なお、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設に係る準用についても、同様とする。

### 1 公園管理者以外の者が公園施設を設置しようとするときの許可及び変更許可（法第5条第1項関係）

- (1) 申請の施設が、法第2条及び法施行令第5条に該当する施設で、公園管理者が公園施設計画に、必要な施設と位置づけているもの。
- (2) 申請の施設の規模、構造等が法第4条及び法施行令第6条、第7条並びに第8条に適合するもの。
- (3) 申請の施設が、公園管理者自ら経営するのが不適当なものであり、財政上、技術上その他の理由により、自ら設置することが困難なもの、又は当該公園管理者以外の者が設けることが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの。
- (4) 申請の施設を設置することにより、他の公園施設の利用及び管理等に支障をきたさないもの。
- (5) 申請の施設の形状が、既存の公園施設及び今後設置される予定の他の公園施設と景観上調和のとれたもの。
- (6) 申請の施設の良い管理が、将来にわたって担保されていると認められるもの。
- (7) 申請の施設において料金徴収又は物品販売を行う場合は、その料金、物品の種類及び販売価格等が公園での料金徴収、物品の種類及び販売価格等として適正なものとして認められるもの。

### 2 公園管理者以外の者が公園施設を管理しようとするときの許可及び変更許可（法第5条第1項関係）

- (1) 申請の施設が、法第2条及び法施行令第5条に該当する施設で、公園管理者が公園内に現に設けている施設であること。
- (2) 申請の施設が、公園管理者が自ら経営するのが不適当なものであり、財政上、技術上その他の理由により、自ら管理することが困難なもの、又は当該公園管理者以外の者が管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの。
- (3) 申請の施設の良い管理が、将来にわたって担保されているものと認められるもの。
- (4) 申請の施設において利用料金徴収又は物品販売を行う場合は、その料金、物品の種類及び販売価格等が公園での料金徴収、物品の種類及び販売価格等として適正であると認められるもの。

### 3 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときの許可及び変更許可（法第6条第1項、第3項関係）

- (1) 長期間にわたる占用の場合は、その占用がきわめて公共性が強く、公園の敷地以外に代わるべき適当な敷地がないと認められる工作物その他の物件又は施設であり、原状回復の方法が適正であると認められるもの。
- (2) 競技会等の行為のため仮設工作物で公園を占用する場合は、その行為の目的達成のため必要最低限の規模で、行為の終了後すみやかに撤去され、原状回復の方法が適正であると認められるもの。
- (4) 法第5条第1項の規定により設置許可を受けた者が、その設置した公園施設に占用物件を設ける場合も許可が必要である。

#### 4 公園において条例で定められた行為をしようとするときの行為許可（北海道立都市公園条例第4条関係）

(1) 行商、募金その他これらに類する行為は、きわめて公共性が強く、すでに設置許可及び管理許可を受けている者の同意を得たもので、公園の運営計画上及び公園での物品の種類及び販売価格等として適正であると認められるもの。

(2) 常時に業として行う写真の撮影は、公園の運営計画上適正と認められ、すでに設置許可及び管理許可を受けている者の同意を得たもので、公園での販売価格等として適正であると認められるもの。

(3) 臨時に業として行う写真の撮影は、公序良俗に反しない撮影で、公衆の公園の利用に著しい障害を及ぼすおそれがないと認められるもの。

なお、撮影の背景等にすでに設置許可を受けている者の施設を利用する場合は、設置許可を受けている者の同意を得たもの。

(4) 業として行う映画の撮影は、公序良俗に反しない撮影で、公衆の公園の利用に著しい障害を及ぼすおそれがないと認められるもの。

なお、撮影の背景等にすでに設置許可を受けている者の施設を利用する場合は、設置許可を受けている者の同意を得たもの。

(5) 興業は、公園の運営計画上及び公園での料金徴収又は物品の種類及び販売価格等として適正であると認められるもの。

(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しは、公園の運営計画上及び料金徴収又は物品販売を行う場合は、公園での料金徴収又は物品の種類及び販売価格等として適正であると認められるもの。

(7) 条例第5条第5号により、はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示することは公園における禁止行為と定めているが、次のもので必然性があるものは認める。

① 条例第4条により許可を受けた行為及び条例第6条により公園施設の利用の承認を受けた催し又は大会等の目的を果たすために、必要最低限の規模及び内容のもので、主催者及び協賛団体の名称、商標等も必要最低限の表示で適正と認められるもの。

② 法第5条の許可を受けた公園施設の設置者又は管理者が、自己の名称、商標、営業内容を、当該施設の内部又は施設に付随して表示するもので、必要最低限の表示で適正と認められるもの。

③ 公園施設の寄贈者が公園管理者の承認を得て、寄贈目的や自己の名称等を当該寄贈物件又は付近に表示し、必要最低限の規模及び表示のもので適正と認められるもの。

④ 法第6条の占用許可を受けた者が、管理上の必要に基づき、自己の名称等を表示するもので必要最低限の規模及び表示のもので適正と認められるもの。

(8) (7)に該当するもので、次のいずれかに該当する場合は認めない。

① 企業等が営利の目的のために表示するもの。

② 宗教的団体がその宗教的、信仰的活動の目的のために表示するもの。

③ 政治的団体がその政治的活動の目的のために表示するもの。

## 真駒内競技場利用規程

(趣旨)

第1条 真駒内屋内競技場及び屋外競技場（以下「競技場」という。）の利用については、北海道立都市公園条例、北海道立真駒内公園等管理規則（等＝屋内競技場・屋外競技場・駐車場、以下「管理規則」という。）及び北海道立真駒内公園の管理に関する協定書・要求水準書のほか、この規程の定めるところによるものとする。

(利用承認の範囲)

第2条 利用承認の行事は、次のとおりとする。

(1) 競技場

- ア アマチュアスポーツに係わる競技会、練習会又は個人練習
- イ 生活文化の向上に係わる研修会、講演会、その他の集会
- ウ 生活文化の向上に係わる展示会
- エ その他の催し物
- オ 観覧

(2) 会議室及び施設設備

競技場を利用する者又は会議等に利用する者に承認する。

(3) 特別応接室

特別応接室の利用については、その利用目的を十分配慮のうえ、承認するものとする。

(利用を承認しない行事)

第3条 競技場（前条の（2）・（3）の利用含む。）の利用を承認しない行事は、次のとおりとする。

- (1) 社会の公安を害し、又は風俗を乱すおそれのある行事
- (2) 競技場の利用者若しくは都市公園の利用者の利用者又はその他地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかなる行事
- (3) 重量物の搬入を伴う行事又はフローリングを傷つける恐れのある行事
- (4) 全部利用されている期間中の観覧及びトレーニング（主催者が認めた場合は除く。）
- (5) その他競技場の正常な管理運営ができない恐れがある行事

(全部利用の申込書の受付及び承認)

第4条 全部利用の申込書の受付及び承認の時期は、原則として次による。

- (1) 全部利用の申込書の受付 利用する日の12ヶ月前から
- (2) 全部利用の承認 利用する日の10ヶ月前から
- 2 会議室等又は施設設備のみの利用申込みについては、その都度受付する。
- 3 競技場の全部又は会議室等、施設設備の利用の承認を受けようとする者から、次に掲げる書類を利用申込書（管理規則に定める様式）に添付して提出を受けるものとする。
  - (1) ①行事計画書・②利用予定期間（別記 第1号①②様式）
  - (2) 仮設物、照明、放送、電力設備等の具体的な設備の方法（図面添付）
  - (3) 舞台、吊物、暖房、看板、チラシ、ポスター等の計画書
  - (4) 会議室等及び施設設備を併せて利用する場合は施設設備利用申込書（別記 第2号様式）
- 4 会議室等又は施設設備のみを利用しようとする者からは、前項（4）に定める施設設備等利用申込書により申し込みを受けるものとする。
- 5 競技場の全部利用について利用承認を決定した場合は、利用承認書（管理規則に定める様式）を交付するものとする。

- 6 利用承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更承認申請書（管理規則に定める様式）を提出し、承認を受けさせなければならない。
- 7 利用承認を受けた者が、利用の取り止め又は利用期間を短縮利用するときは、利用中止（期間短縮）申出書（管理規則に定める様式）を提出し、承認を受けさせなければならない。
- 8 利用申込書により選考した結果、不承認と決定した場合は、不承認通知書（別記 第3号様式）により通知するものとする。

（利用料の納付）

第5条 全部利用、会議室及び施設設備の利用料は、（利用料金）請求書（別記第4号様式）に基づき、原則として利用承認書を交付の際、現金をもって又は銀行振り込みにより納付させるものとする。

- 2 既納の利用料の払戻しはしないものとする。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になったときは、この限りでない。

（電気料等の実費徴収）

第6条 特別に使用する電気・水道・ガス等の料金、塵芥処理手数料及びコピーの使用料は、別に実費を徴するものとする。

（一部利用）

第7条 競技場の一部利用については、利用料と引き換えにコート利用券（一般財団法人 北海道体育文化協会 利用料金徴収事務取扱要領に定める様式。以下本条中の各種利用券同じ）、トレーニング場利用券（個人、定期、団体）、スケート滑走券（個人、回数券、団体）、個人利用券、回数利用券又は個人観覧券及び公園内駐車場利用については（有料日と定めた日のみ）駐車場利用券を交付しなければならない。ただし、規則により利用料の免除を受けた者については、無料観覧券又は無料利用券等を交付するものとする。

（利用期間及び回数の制限）

第8条 競技場を継続して利用する期間は、原則として次のとおりとする。ただし、アマチュアのスポーツ競技会および練習会についてはこの限りでない。

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| (1) 生活文化の向上に関わる研修会、講演会その他務集会 | 5日以内 |
| (2) 生活文化の向上に関わる展示会           | 5日以内 |
| (3) その他の行事                   | 3日以内 |

- 2 他に利用者がない場合で理事長が特に認めたときは、前項各号に掲げる期間を超えて利用させることができる。
- 3 興行等の行事における1日の開催回数は、2回以内とする。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

（承認条件）

第9条 競技場の利用について承認を受けた者には、利用承認書に添付する①承認条件・②組立式舞台及び照明懸架装置並びに組立式客席段差装置の設置に当たっての留意事項・③トラス等使用届出書（別記 第5号①②③様式）を遵守させなければならない。

（利用承認の取消し）

第10条 利用者が、次の各号の一に該当するとき又は競技場の利用目的若しくは方法が第3条各項の一に該当するときは、競技場の利用の全部若しくは一部を取消し又は利用の方法を制限し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) 承認の条件に違反したとき。
- (2) 条例・規則・協定書等又は指示に違反したとき。
- (3) 承認された利用目的以外に競技場を利用しようとするとき。
- (4) 承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させようとするとき。
- (5) 公益を害する恐れがあると認められるとき。

（その他）

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

## 野幌総合運動公園施設利用規程

(趣旨)

第1条 野幌総合運動公園運動施設(以下「運動施設」という。)の利用については、北海道立都市公園条例、北海道立野幌総合運動公園管理規則(以下「管理規則」という。)及び北海道立野幌総合運動公園の管理に関する協定書・要求水準書のほか、この規程の定めるところによるものとする。

(利用承認の範囲)

第2条 利用承認の範囲は、次のとおりとする。

- 1 スポーツの各種大会、競技会、練習会その他個人練習
- 2 研修会、講習会、その他の催し物

(利用を承認しない行事)

第3条 運動施設の利用を承認しない行事は、次のとおりとする。

- (1) 社会の公安を害し、又は風俗を乱す恐れのある行事
- (2) 運動施設及び運動公園の利用者又はその他地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行事
- (3) 重量物の搬入を伴う行事又は施設設備を傷つける恐れがある行事
- (4) その他運動施設の正常な管理運営ができない恐れがある行事

(全部利用の申し込み及び承認)

第4条 運動施設の全部利用の申し込み及び承認の時期は、原則として次による。

- 1 原則として、当該年度に係わる調整会議後の申込書の受付・承認とする。  
前記調整会議後における申込書の受付・承認は次のとおりとする。

申 込 書 の 受 付	承 認
利用する日の5月前から	利用する日の4月前から

- 2 ただし、調整会議においての使用承認の順位は、原則として次のとおりとする。

(1) スポーツに係わる競技会、練習会等

- ア 国際大会又は全国大会
- イ 都道府県ブロック大会
- ウ 全道大会
- エ スポーツ団体の行う大会又は練習会
- オ 地域、職場の大会又は練習会

(2) 官公署、その他これに準ずる公共的団体が、公益のために行う行事

(3) 研修会、講習会、その他適当と認める催し物

- 3 運動施設の全部利用の承認を受けようとする者から、次に掲げる書類を利用申込書(管理規則に定める様式)に添付して受け付けるものとする。

(1) 行事計画書 (別記 第1号様式)

(2) 仮設物、照明、放送、電力設備等の具体的な設備の方法(図面添付)

(3) 舞台、吊物、暖房、看板、チラシ、ポスター等の計画書

(4) 研修室を利用しようとする者からは、前記(1)に定める行事計画書により申込みを受けるものとする。

- 4 運動施設の全部利用の承認を決定した場合は、利用承認書(管理規則に定める様式)を交付するものとする。

- 5 利用承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更承認申請書(管理規則に定める様式)を提出し、承認を受けさせなければならない。

6 利用承認を受けた者が、利用の取りやめ又は利用期間を短縮利用するときは、利用中止（期間短縮）申出書（管理規則に定める様式）を提出し値承認を受けさせなければならない。

7 利用申込書により選考した結果、不承認と決定した場合は、不承認通知書（別記 第2号様式）により通知するものとする。

（利用料の納付）

第5条 全部利用の利用料の徴収は、請求書（別記 第3号様式）に基づき利用承認書の交付の際、現金を盛って又は銀行振り込みにより納付させるものとする。

（電気料金等の実費徴収）

第6条 特別に使用する電気・水道・ガス等の料金、塵芥処理手数料及びコピーの使用料は、別に実費を徴するものとする。

（一部利用）

第7条 運動施設の一部利用については、利用料と引き換えにコート利用券（一般財団法人 北海道体育文化協会利用料金徴収事務取扱要領に定める様式。以下本文中の各種利用券同じ）、個人利用券、回数利用券を交付しなければならない。ただし、規則により利用料金の免除を受けた者については、無料利用券を交付しなければならない。

（利用期間の制限）

第8条 運動施設を継続して利用できる期間は、原則として5日以内とする。ただし、理事長が必要と認めるときは期間を超えて利用させることができる。

（承認条件）

第9条 運動施設の利用については承認を受けた者には、利用承認書に添付する承認の条件（別記第4号様式）の条件を遵守させなければならない。

（利用承認の取消し）

第10条 利用者が継ぎの各号の一に該当するとき、又は運動施設の利用目的、方法が第3条各項の一に該当するときは、運動施設の利用の全部若しくは一部を取消し、又は利用の制限、あるいは利用を停止することができる。

(1) 承認の条件に違反したとき。

(2) 条例・規則・協定書等又は指示に違反したとき。

(3) 承認された利用目的以外に利用しようとするとき。

(4) 承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させようとするとき。

(5) 公益を害する恐れがあると認められるとき。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第10条第1項
許認可等の種類	公共下水道排水設備設置義務免除に係る許可
法令の定め	公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地所有者、使用者等は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。
審査基準	処分実績がなく、将来的にも想定されないことから設定していない。
標準処理期間	処分実績がなく、将来的にも想定されないことから設定していない。 総期間 経由機関 協議機関 処分機関
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：011-561-0416)
申請先	札幌建設管理部当別出張所 (電話番号：0133-23-2220)
問い合わせ先	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：011-561-0416)
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法
根拠条項	第16条
許認可等の種類	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
法令の定め	公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。 ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。
審査基準	<p>1 公共下水道施設に関する工事について</p> <p>下水道法第3条に基づき、石狩湾新港地域特定公共下水道の設置、改築、修繕、その他の管理は北海道が行うこととしているが、下水道処理区域内で主に下水道排水施設（排水管・公共ます等）の整備が十分でない地域に企業が進出する場合で急を要する場合は、当該地域の開発業者である（株）石狩開発が排水施設を整備し道に寄附している。</p> <p>この場合の審査基準は、次のとおり。</p> <p>(1) 流入排水の流量が、接続される管渠、ポンプ場及び終末処理場の能力以内であること。</p> <p>a 汚水にあっては、日当たり最大汚水量によること。ただし、接続される排水区に小規模なポンプ場が設置されている場合は、毎分当たりの最大汚水量によることがある。</p> <p>b 雨水にあっては、毎秒当たり最大雨水量によること。ただし、雨水流出量の算出は下水道事業認可申請書と同様な計算によること。</p> <p>(2) 流入排水の水質が、処理区域内と同様基準以下であること。 (下水道法施行令第17条第4項に係る事項)</p> <p>a 汚水にあっては北海道公共下水道条例第9条及び第10条の基準内であること。</p> <p>b 雨水にあっては、明らかに雨水のみを流下させるものであること。</p> <p>(3) 接続箇所の詳細（構造）図で公共下水道施設の構造または機能が損なわれないことが確認できること。下水道法施行令第17条第1、2、3項に係る事項の基準の他、下記による。</p> <p>a 特に地下水位が高い地区であるため、接続方法についての漏水対策が行われること。</p> <p>b 公共ますおよびマンホールでの接続を原則とする。</p> <p>(4) 申請者が他の土地及び排水施設を利用する場合に、下水道法第11条（排水に関する受認義務等）は適用されない。従ってこれらの利害関係調整については、すべて申請者の責任において行うことが証明できること。（例）道路管理者の占用、土地所有者の同意等の写し</p> <p>2 公共下水道の施設の維持について</p> <p>下水道法の解釈によると、下水道利用者の自主的な維持を想定している。 石狩湾新港地域内の事業者等が自主的に下水道施設を維持することは想定していない。 よって、審査実績はなく将来的に見込みはないので、審査基準は設けていない。</p>
標準処理期間	<p>1 公共下水道の施設の維持について</p> <p>総期間 24日・丹 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 10日・丹 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 14日・丹 ( )</p>
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：011-561-0416 )
申請先	札幌建設管理部当別出張所 (電話番号：0133-23-2220 )
問い合わせ先	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：011-561-0416 )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/sinnsakijyunntou.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法		
根拠条項	第24条第1項		
許認可等の種類	公共下水道の排水施設の物件設置許可		
法令の定め	下水道法第24条第1項により公共下水道の排水施設等の物件を設置する場合、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。		
審査基準	<p>(1) 流入排水の流量が、接続される管渠、ポンプ場及び終末処理場の能力以内であること。</p> <p>a 汚水にあっては、日当たり最大汚水量によること。ただし、接続される排水区に小規模なポンプ場が設置されている場合は、毎分当たりの最大汚水量によることがある。</p> <p>b 雨水にあっては、毎秒当たり最大雨水量によること。ただし、雨水流出量の算出は下水道事業認可申請書と同様な計算によること。</p> <p>(2) 流入排水の水質が、処理区域内と同様基準以下であること。 (下水道法施行令第17条第4項に係る事項)</p> <p>a 汚水にあっては北海道公共下水道条例第9条及び第10条の基準内であること。</p> <p>b 雨水にあっては、明らかに雨水のみを流下させるものであること。</p> <p>(3) 接続箇所の詳細(構造)図で公共下水道施設の構造または機能が損なわれないことが確認できること。下水道法施行令第17条第1、2、3項に係る事項の基準の他、下記による。</p> <p>a 特に地下水位が高い地区であるため、接続方法についての漏水対策が行われること。</p> <p>b 公共ます及びマンホールでの接続を原則とする。</p> <p>(4) 許可行為を行った結果、申請者が他の土地及び排水施設を利用する場合に、下水道法第11条(排水に関する受認義務等)は適用されない。従ってこれらの利害関係調整については、すべて申請者の責任において行うことが証明できること。 (例)道路管理者の占用、土地所有者の同意等の写し</p>		
標準処理期間	総期間	24日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	24日・月	( )
処分担当課	札幌建設管理部当別出張所 (電話番号：0133-23-2220 )		
申請先	同上 (電話番号： )		
問い合わせ先	同上 (電話番号： )		
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>		

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	下水道法	
根拠条項	第25条の18	
許可等の種類	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	
法令の定め	<p>流域下水道管理者以外の者は、流域下水道管理者の承認を受けて、流域下水道の施設に関する工事又は流域下水道の施設の維持を行うことができる。</p> <p>ただし、流域下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>	
審査基準	<p>流域下水道の設置・管理については、下水道法により次のとおり規定されている。</p> <p>下水道法第25条の10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。</li> <li>・市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。</li> </ul> <p>1 流域下水道施設に関する工事について</p> <p>流域下水道の設置・改築等に係る工事については、北海道が実施している。</p> <p>下水道整備事業は下水道施設の設置者が行うことにより、国庫補助事業により整備が可能であるため、北海道以外の者が設置・改築等の工事を実施することは、想定していない。よって、審査実績はなく将来的にも見込まれないので、審査基準は設けていない。</p> <p>2 流域下水道の施設の維持について</p> <p>流域下水道の施設の管理については、下水道法第25条の10第2項の規定に基づき流域下水道の構成市町に管理委託している。</p> <p>よって、審査実績はなく将来的にも見込まれないので、審査基準は設けていない。</p>	
標準処理期間	総期間 経由機関 協議機関 処分機関	*審査実績はなく、将来的にも見込みがないので 標準処理期間は設けていない。
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課 函館建設管理部用地管理室維持管理課 帯広建設管理部用地管理室維持管理課	(電話番号：011-561-0416 ) (電話番号：0138-47-9634 ) (電話番号：0155-26-9213 )
申請先	同上	(電話番号： )
問い合わせ先	同上	(電話番号： )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a> 北海道が設置・管理している流域下水道は、次のとおり。 石狩川流域下水道 (構成市町：6市4町) 函館湾流域下水道 (構成市町：2市1町) 十勝川流域下水道 (構成市町：1市3町)	

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道公共下水道条例		
根拠条項	第23条第1項		
許認可等の種類	公共下水道の敷地等の占用の許可及び許可の変更		
法令の定め	公共下水道の敷地又は排水施設に施設又は工作物その他の物件を設け、継続して公共下水道の敷地等を占有しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。		
審査基準	これまでの申請実績が少ない上、個々の申請について個別具体的な判断をする必要があり、あらかじめ具体的な基準を設けることが困難であることから、審査基準は設けていない。		
標準処理期間	総期間	24日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	10日・丹	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	14日・丹	( )
処分担当課	札幌建設管理部用地管理室維持管理課		(電話番号：011-561-0416 )
申請先	札幌建設管理部当別出張所		(電話番号：0133-23-2220 )
問い合わせ先	札幌建設管理部用地管理室維持管理課		(電話番号：011-561-0416 )
備考	公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/sinnsakijyunntou.htm</a>		